



6. 医薬品副作用被害救済制度申請数

医薬品副作用被害救済制度は、医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害を受けた方に対して、医療費等の給付を行い、被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的として、昭和 55 年に創設された制度です。

当院では副作用の報告と教訓化、早期発見、重症化の未然防止の為に副作用事例・情報を収集し院内・系列診療所での情報共有に努めております。また被害患者の救済の為に、積極的に救済制度利用をすすめております。

救済制度利用は 1987 年を初年に本年までで 2 例の死亡を含む 42 例を申請しており、内、本年は 4 件（申請率：31%）を報告しました。全国の申請数の総計が（760~800 未満/年）である事を考慮すると、病床数 99 床の当院の申請数は非常に高い件数であり、積極的に活動を行っている事がわかります。

しかし、申請対象と考えられる症例でも他医の投薬証明記載の同意が得られない場合もあります。他院に対し申請は「不利益にはならない」ことを周知していく等、今後の対策を更に進めていきます。

